

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第6号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成23年9月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「100分の87.5以上100分の262.5」を「100分の90以上100分の270」に改め、同条第2号及び第3号中「100分の77.5」を「100分の80」に改める。

第2条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「100分の90以上100分の270」を「100分の88.75以上100分の266.25」に改め、同条第2号及び第3号中「100分の80」を「100分の78.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。